

移動等円滑化取組計画書

2020年6月30日

京都市南区東九条南石田町5番地
京阪バス株式会社
取締役社長 鈴木 一也

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・当社が保有する一般路線バス車両においては、2019年度末時点でバリアフリー対応車両(ノンステップ・ワンステップ・リフト付き)の導入率100%を達成しているが、当該車両のうちノンステップバス導入率は69% (358両/520両) となっている。こうした現状を踏まえ、車両の更新と併せてノンステップバスの導入を更に推進し、置き換え可能な一般路線バス車両はノンステップバスとし、導入率70%を早期に目指す。
- ・当社的高速道路を経由する路線においては、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入について検討する。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・停留所での時刻表・案内表示について、文字の大きさ、文字と背景色の組み合わせ、設置箇所の変更を順次検討し、高齢者、障害者等の方への情報提供を考慮したものとする。
- ・全社員が高齢者、障害者等の方に声かけ、誘導案内等の人的支援ができるよう、2019年度より順次実施している、国土交通省が定める「交通事業者向け接遇研修プログラム」に準拠した研修を2020年度以降も継続的に実施する。

(3) その他

- ・新型コロナウイルスの影響により、計画が延期または中止になることがある。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ノンステップバスを50台導入する。(2019～2021年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
補助スロープ板の導入	・反転式スロープ板については、取り扱いが比較的簡易である反面、停留所の形状によってはスロープ板の設置が困難であることから、反転式スロープ板導入車両であっても、予備のスロープ板として据置式スロープ板をあわせて装備する。(2020年度25両)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
停留所での時刻表・案内表示の拡充	・停留所での時刻表・案内表示について、非電照タイプから電照タイプに変更する(2020年度1箇所)。また、設置箇所についても天吊り式から立ち上げ式に変更(2020年度1箇所)することで、高齢者、障害者等の方への情報提供を考慮したものとする。
車内における情報提供	・車内の運賃表示器についてフルカラー化を完了しているが、新造車両についても引き続きフルカラーの運賃表示器を導入する。 ・鉄道と接続する主要な停留所において、鉄道との乗継時刻を車内の運賃表示器に掲出しているが、引き続き同サービスを実施する。
車外における情報提供	・主要な起点停留所において、行き先表示器(前部・側面・後部)に発車時刻を掲出しているが、引き続き同サービスを実施する。
自社ウェブサイトにおける情報提供	・自社ウェブサイト「京阪グループバスナビ」の経路検索画面にて、運行車両タイプ(「ノンステップバス」「ワンステップバス」)を提供しており、引き続き同サービスを実施する。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇に関する講習の実施	・全ての社員に対して、国土交通省が定める「交通事業者向け接遇研修プログラム」に準拠した研修を行う。(2020年度) ・スロープ付き車両については、車両の導入時期によりスロープ板の取り扱い方法が異なるため、主に現業の社員に対して、スロープ板の取り扱い方法に関する継続的な研修を行う。(2020年度)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・バス待ち環境の改善を図るため、構造上設置可能な停留所に上屋(1箇所)とベンチ(5箇所)を設置する。(2020年度)
- ・停留所付近の凹凸の激しい路面を補修することにより乗降の安全性を確保する。(2020年度1箇所)
- ・横断防止柵の開口部を変更し、乗降の利便性を確保する。(2020年度1箇所)

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
停留所での時刻表・案内表示の拡充	2019年度計画内容の一部を2020年度計画に延期	道路・施設管理者との調整に時間を要したため

V その他計画に関連する事項

- ・移動等円滑化における車両の整備に関する事項は運輸部車両課、情報提供及び停留所や旅客施設に関する事項は運輸部管理課(乗合営業担当)、教育訓練に関する事項は総務人事部ならびに運輸部管理課(運輸担当)が担当し、運輸部長が全体を統括する。

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。